

石狩市災害廃棄物処理計画 概要版（原案）

1 計画の目的及び位置づけ

本計画は、本市において発生が想定される大規模災害に備え、災害時に発生する廃棄物の処理について、基本的な流れを整理し、廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うとともに、速やかに復旧・復興を進めることを目的とし、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、「石狩市地域防災計画」などの関連計画と整合を図りながら策定するものである。

2 想定する災害

本計画で想定する災害は、地震災害や風水害等の自然災害とし、北海道地域防災計画並びに石狩市地域防災計画で想定するものを対象とする。

3 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の基本方針を次のとおり定める。ただし、人命救助やライフラインの確保を最優先とする。

(1) 処理期間

全国で発生した大規模災害時における処理期間や、北海道災害廃棄物処理計画を踏まえ、概ね3年以内の処理を基本とする。

(2) 計画的な処理

一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置と廃棄物処理能力の適切な把握により、最大限効率的に処理するよう努める。被害が甚大で既存処理施設での対応が困難となる場合は、他自治体等への協力要請を検討する。

(3) 適正分別とリサイクルの推進

大量に発生する廃棄物を可能な限り地域復興の資源に活用するとともに、焼却処理・最終処分量を軽減して効率的な処理をおこなうため、災害廃棄物の徹底した分別、リサイクルを推進する。

(4) 公衆衛生の確保

廃棄物の腐敗等により市民の健康や生活に支障が生じることがないように迅速な処理に努めるとともに、防疫対策等により公衆衛生の確保を図る。

(5) 作業時の安全確保

平時と異なり危険物の混入など通常業務と異なる事態の発生が想定されるため、安全性を十分に考慮した作業内容とするとともに、有害廃棄物の処理等についても十分注意を払い、二次災害の発生を未然に防ぐよう努める。

4 想定する被害

石狩市地域防災計画で想定する地震災害、風水害による被害のうち、被害が大きく災害廃棄物が大量に発生する西札幌背斜に関する断層の地震とした。

地震	西札幌背斜に関する断層の地震
最大深度	震度 7
建物被害	全壊棟数 946 棟、半壊棟数 2,281 棟
災害廃棄物発生量	163,145t
避難者数	14,393 人

5 災害廃棄物の分別区分

災害時には大型ごみやがれき類などの様々な廃棄物が大量に発生することが想定され、災害廃棄物・家庭ごみ、避難所ごみ・し尿に分けられる。

(1) 災害により発生する廃棄物

可燃性混合物/可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
木質系廃棄物	家屋の柱材、角材、壁材、家具等の廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被災により使用出来なくなったもの
不燃性混合物/不燃物	分別することができない細かなコンクリート、木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物
コンクリートがら	コンクリート片、ブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電 4 品目	被災家屋から排出されるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンで、被災により使用出来なくなったもの
小型家電	被災家屋から排出される家電 4 品目以外の小型家電等の家電製品で、被災により使用出来なくなったもの
廃自動車等	被災により使用出来なくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン、CCA、医薬品類、農薬類、消火器、ボンベ類等
適正処理が困難な廃棄物	石膏ボード、タイヤ、ピアノ、マットレス等の適正処理困難物

(2) 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

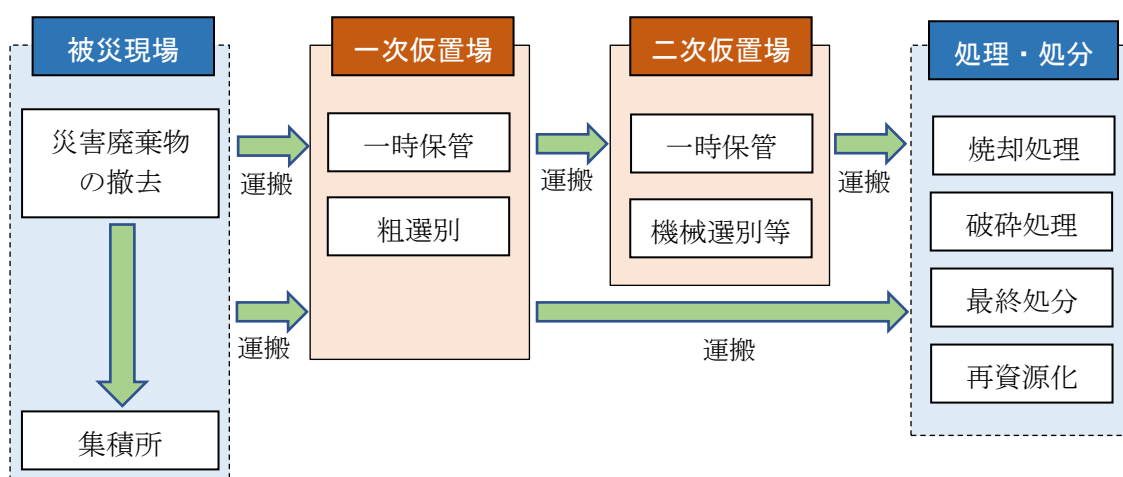
家庭ごみ	被災により家庭から排出されるごみ(分別区分は平時と同様)
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ、使用済み簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所から排出される汲み取りし尿

6 組織体制及び支援・協力体制

災害の発生または災害が発生する恐れがある場合において設置された災害対策本部において、災害廃棄物に関する業務は環境衛生班が担当する。

また、災害規模や被災状況により北海道、国、他市町村やボランティア、民間事業者等へ支援の要請を行うこととし、平時から協力体制の構築や協定の締結に努める。

7 災害廃棄物処理の流れ



※ 集積所：個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等からの災害廃棄物を、被災地内において仮に集積する場所

8 仮置場

仮置場は、災害の種類や規模により廃棄物の発生量が異なるため、必要面積、交通アクセスや処理施設への運搬などを考慮し、市の関係部署と協議・調整の上、迅速に決定し設置する。

一次仮置場	被災現場から災害廃棄物を搬入、一時的に集積し、粗選別などを行う場所（二次仮置場での保管・処理を行うまでの間、集積する）
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の施設に搬入するまでの間、中間処理（機械選別等）や保管を行う場所（災害の規模により設置する）

9 段階的な処理

災害の発生とともに大量の廃棄物が排出され、その後も後片付けや整理に伴い、継続的に多量の廃棄物の発生が想定される。災害の種類によっては腐敗や悪臭の発生など、公衆衛生の確保からも迅速な対応が急務となる。

このことから、災害廃棄物の処理は、発災時の初動体制から段階的に実施することとする。なお、発災後には、本計画をもとに、災害の状況に応じて災害廃棄

物の具体的処理方法を定める災害廃棄物処理実行計画を作成し、実行計画に基づき処理を進めるものとする。

第1段階	災害発生から数日程度（人命救助が優先される時期）
被災状況及び災害廃棄物発生状況の調査 収集運搬体制の確保 処理施設の点検・修繕 仮置場の設置、市民・ボランティア周知	

第2段階	災害発生から1週間を目安
家屋の解体、がれき類や家財の処理に伴う分別排出の徹底 仮置場の適正管理 処理施設の適正管理	

第3段階	災害発生から3週間を目安
リサイクルルート、最終処分確保 平時の収集運搬処理に伴う、災害廃棄物の計画的な処理	

10 思い出の品・貴重品等

思い出の品は、発見場所や品目等の情報を整理しリスト化した上で、可能な限り所有者に引き渡す。

所有者等が不明な現金、金券、商品券、古銭、貴金属等の貴重品は、速やかに遺失物として警察に引き渡す。

11 市民等への啓発

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、市民の理解と協力を得ることが重要であることから、平時から災害時における廃棄物の分別等に関する啓発を行う。

また、発災後は、大量に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、搬出する段階から分別区分に従って分別する必要があることなどから、市ホームページや広報、回覧、チラシ、貼り紙、メール配信サービスなど多様な媒体を利用し、適時適切にわかりやすく情報を提供することとする。